

会議名	東京都板橋区特別職報酬等審議会
開催日時	令和4年11月14日(月) 午後1時から午後2時50分まで
開催場所	板橋区役所北館11階 第2委員会室
出席者	<p>【委員】</p> <p>天野久委員 稲永壽廣委員(職務代理) 大森斉貴委員 小林英子委員 田中良幸委員 樋口茂委員 平塚幸雄委員(会長) 本井克樹委員 山内金久委員</p> <p>【事務局】</p> <p>尾科善彦総務部長(幹事) 荒井和子総務課長(書記) 安井聖津子文書係長</p> <p>【行政委員会事務局及び監査委員事務局並びに区議会事務局】</p> <p>水野博史事務局次長(教育委員会事務局) 塚由隆事務局長(選挙管理委員会事務局) 安藤克管理係長(選挙管理委員会事務局) 藤原仙昌事務局長(農業委員会事務局) 濱田由美総合調整係長(監査委員事務局) 五十嵐登事務局長(区議会事務局)</p>
会議の公開について(傍聴)	公開(傍聴できる) 部分公開(部分傍聴できる) 非公開(傍聴できない)
議題等	区長、副区長、教育長、区議会議員及び行政委員の報酬等の額の適否について
配付資料	東京都板橋区特別職報酬等審議会関係資料 諮問書(写) 答申案
所管課	総務部総務課文書係 電話03(3579)2054
審議等の状況	<p>幹事 ただいまから、令和4年度特別職報酬等審議会を開会させていただきます。坂本区長から皆様に御挨拶を申し上げます。 (区長挨拶)</p> <p>幹事 それでは早速、坂本区長から平塚会長へ諮問書をお渡しいたします。 (区長から会長へ諮問書伝達)</p> <p>幹事 これから諮問書の写しを皆様にお配りいたします。 また、申し訳ございませんが、区長は一旦ここで退席をさせていただきます。 (区長退席/諮問書の写し配付)</p> <p>幹事 では、この後の会議の進行は平塚会長にお願いいたします。</p> <p>会長 それでは、審議会の運営については、資料31ページ、「審議会の会議の運営について」の通り行います。</p>

	<p>なお、会議録については、各委員の名前は伏せて、要旨を公開します。</p> <p>それでは審議に入りたいと思います。はじめに、書記から、諮問内容及び資料について説明願います。</p> <p>(書記による説明)</p>
会 長	<p>ただいま事務局より説明いただきました。これに対しまして御意見、御発言ございましたらお願いいたします。</p>
委 員	<p>今の御説明で一般職員に倣ってみたい話がありますが、これは特区連と妥結されているのか聞いておきたいと思います。</p>
書 記	<p>現在のところ、妥結はしていない状況でございます。</p>
委 員	<p>各項目で、一般職員の方に照らして改定すると出ているのは、妥結を前提にして、諮問されているという具合に解釈するわけですか。</p>
幹 事	<p>勧告をいただいて、それに沿って、当局側と、23区の特区連と交渉中ですので、どうなるかはこの場でお答えできない状況です。</p>
委 員	<p>本来、妥結してそれをベースにして、諮問される。というのが普通の流れではないのでしょうか。過去に事例があるのですか。</p>
書 記	<p>こちらの特別職報酬等審議会については、区长からの諮問に応じて、御審議いただくということで、御意見をいただいて、それを反映していこうと諮問しているものでございます。</p>
委 員	<p>なるほど、あくまでも参考で、区長の諮問がありましてそれに応えるというのがこの審議会だと。この件はいいですよ。</p>
会 長	<p>他に、御意見はありますか。</p>
委 員	<p>今回の人事委員会勧告では、先ほど説明がありましたように官民格差をなくすため、今回は0.24%民間の方が高いため、初任給及び若年層のみの月例給の引上げという勧告になっています。これまでは、すべての職員が対象になっていたと思いますが、今回のような一部の職員だけ上げるという前例はあるのでしょうか。</p> <p>また、初任給と若年層に限って月例給引上げの内容となったのはなぜですか。</p> <p>今回の勧告について板橋区としてどのような見解をお持ちなのか。</p>
書 記	<p>まず1点目、過去に一部の職員のみ引上げ又は引下げがあったのかですが、例えば平成25年は引下げという勧告でしたが、初任給は引き下げないですとか、その時々を経済財政状況等を勘案し、一部だけ給料表を改定したことはございます。また、平成27年は引上げでしたが、職責が重要である4級以上については引上げを強めるといった、濃淡をつけた改定が行われているということもございました。</p>

	<p>2点目の初任給及び若年層のみ引上げの理由でございます。これは民間企業や国における初任給と比べ、特別区の初任給が低いということを踏まえて人材確保の観点から、引き上げるべきという勧告と理解をしております。</p> <p>また、最後の人事委員会勧告についての見解ですが、こちらは、人事委員会の判断ですので区としての見解というのは難しいところではございます。また、国及び都等についても同様の勧告をしているところでもございますし、民間事業者を調査いたしまして、社会経済状況、あるいは特別区をめぐる様々な課題や状況を勘案したものであるので信頼性があると考えてございます。</p> <p>委員 今の前例の説明は全部職員の不利にならない、プラスになることを勧告していて、今回のように初任給と若年層だけ、その他の人は据置きという、ある意味不利益になるような勧告の前例はないです。</p> <p>書記 次に、仕事の量について、職員定数の推移で見ていくなれば、どうなるのか数値をお持ちでしたらお示しいただきたい。</p> <p>平成10年度職員定数は4,248名、令和3年度職員定数は3,476名で、10年度に比べると、772人減っていますが、この間で規制緩和、民間委託、指定管理などが進み、職員の人数のみで業務量と比較するには難しいと考えてございます。</p> <p>また、職員定数というのは条例上の上限でございまして、現在もコロナウイルスの関係や定額給付金事業、エッセンシャルワーカーとしての業務量が増えていることから、職員の実数につきましても、3年度につきましても定数よりも100人ほど多い職員が働いております。</p> <p>委員 職員定数が平成10年から772人減っていれば、仕事量が増えるのは当然ですよ。民間委託とかがあったとしても、職員の業務量が増えていると言わざるを得ないと思います。</p> <p>総務省は23区の職員数を平成5年と令和3年の比較した場合は、指数として平成5年の82%になっているという統計もございます。</p> <p>また、総務省の地方公務員給与実態調査、2020年度版によると、地方公共団体の団体区分別の平均給与月額、一般行政職では、都道府県、指定都市、一般の市町村と比べ、特別区は297,860円で、一番低いんです。</p> <p>日本の労働者の給与水準はすごく低くなっています。今、国民の生活苦が政治問題となっている状況です。労働者の給与引上げが求められ、社会情勢がそれだけ厳しくなっているのに、なぜ一部の職員だけになっているのかについての御見解いかがでしょうか。</p>
--	---

	<p>書記 人事委員会勧告につきましては民間事業所の給与と比較して、社会経済状況を勘案し、特別区をめぐる課題などを分析したものですので、貴重で尊重すべき内容だと思っております。</p> <p>また、人事委員会勧告は、1年前の民間事業所の給与等との比較ですので、公務員の給与改定は1年遅れることとなります。さらに一般職員が、若年層、初任給のみ上げの勧告になっているものを、重責の特別職の方を引き上げることになりますと、区民の御理解が得られないのではないかと危惧しているところでございます。</p> <p>委員 国と特別区みんな勧告は同じですよ。それぞれの考えがあっていいはずなのに、今回の人事委員会勧告についてはいろいろ問題があると思います。</p> <p>次に本来の答申の件ですけども、特別職報酬等審議会が特別職の報酬を決めるための基準とか、方法とかを記載したものはあるんでしょうか。</p> <p>書記 本審議会につきましては、特別職の報酬等の額について区長が意見を聞くためにその求めに応じて審議する区の附属機関で、特別職の報酬を決める機関ではありません。</p> <p>本審議会とは特別職報酬等審議会条例に基づき設置されているものでございます。特別職等の報酬につきましては、区長、副区長は、板橋区長及び副区長の給与等に関する条例、また退職手当に関する条例は区長等の退職手当に関する条例など、それぞれの職ごとに条例規則等で個別に規定しているものでございます。</p> <p>委員 審議会が設置されるまではどうやって決めていたんでしょうか。</p> <p>書記 この審議会条例につきましては昭和39年から施行されているもので、自治省から通知を受けて、区が、昭和39年に特別職報酬等審議会を設置したものと記録されております。それ以前については、条例、規則と、議会で審議されて決定されていたものと思われまして。</p> <p>委員 何を基準に議論したらいいのかが曖昧で、何を根拠にして、どういった判断で、結論を出したんですかって言われると困るところもあるんです。配付資料3ページの答申案の概要をもとに議論してほしいということになるんでしょうか。</p> <p>書記 こちらの答申案の概要につきましては、あくまでも事務局案としてお示したものでございますので、本審議会におきまして御審議いただければと思います。</p> <p>委員 事務局案では、一般職員の若年層等と、特別職を比較した場合、その職責及び職務内容等の隔たりが大きいことから、今回の特別区人事委員会勧告による月例給引上げを、区長等の給料月額等にそのまま反映することは適当ではないとあります。</p>
--	--

	<p>しかしながら、特別職報酬等審議会は、区長や、区議会議員の報酬を審議するところであって、職員の対応、人材確保とかは関係ないですよ。だったら、官民較差のその額を反映していきましょうという考えの方が普通なんじゃないでしょうか。それについてはいかがでしょう。</p> <p>書記 人事委員会勧告につきましては、特別区の行財政の現状、特別区政を取り巻く社会情勢の動向、他区との均衡、区民意識等を考慮しており、また、このコロナ禍でまだまだ経済も立ち直りの途上でございます。区の財政につきましても、これから少子高齢化の問題など様々な要因を勘案して、持続可能な財政運営をすることは、社会経済の状況も踏まえて、厳しいと言わざるを得ません。</p> <p>委員 答申案の概要では、人事委員会の勧告は初任給と若年層の引上げを勧告しているので、それを区長、区議会議員等の引上げの根拠にすることはそぐわないという言い方になっている。働き方改革とか、人材確保とか、そういったことが念頭にあるからこういう答申になっているんですよ。</p> <p>しかし、特別職報酬等審議会は、区長や、区議会議員の給料、報酬を考える場合、官民格差を指標として議論していました。人事委員会の給与を引き上げるか下げるかを参考にして結論出したわけです。今回は人材確保をするために一部の職員の給料を上げましょうという異例の答申になっていて、それをそのまま特別職の給与を据え置くという理由に持ってくるのは、無理があることじゃないですか。あくまでも、人事委員会は、給料引上げを前提としているんですよ。</p> <p>また、27年間も、据置きになっているわけですよ。その間に税金とか社会保障料とかは上がっていますから、可処分所得も落ちてる。区長、議員であっても生活が苦しい生活者なわけです。生活者として議員とか区長とかを見た場合に、定期昇給がないことを勘案して、最低でも人事委員会勧告で示している官民較差0.24%引上げと当審議会でも答申すべきではないかなと思います。</p> <p>会長 ただいまの御質問というか御意見、それに対して皆様、どのように、お感じになりましたでしょうか。</p> <p>委員 人材確保のために、一般職員の初任給を上げるということは、初任給を上げなければ人材確保ができない状況になっているという認識だということですね。</p> <p>それから、かつて100人規模の民間事業所の平均を準拠する、それを50人規模に下げたことで、給与の引上げ基準が下がったことが公民格差が拡大している理由じゃないかと思うんですね。そのことについて見解を聞きたい。</p> <p>それから職責の問題。コロナ禍の中で3年目を迎えていますけれども、保健所の</p>
--	---

	<p>公務労働の重要性は、一般区民は痛切に実感していると思う。こういう職責を果たしているから、今後もっとしっかりと処遇の改善をすべきだと。</p> <p>今のことと関連して、社会的な要請に応えられなければならない区の職員の残業時間がどうなっているか聞いておきたい。</p> <p>幹事 3点目の超過勤務の話は、コロナに入りまして、保健所では波が起きたときに、どうしても張り付いていないといけないので、全庁的な動員をして、さらに自宅待機者の把握や病院調整を絶えず繰り返し行ったため、かなり超過勤務時間は増えています。また臨時給付金とか、国からの事業は期限が決まっていますので、対応しなければならない。そういったコロナ対応の超過勤務時間が増えています。</p> <p>あと、1点目の人材確保は、年々特別区全体の職員も実は申込者が大分減っております。また、採用した中でも、入ってやめてしまう、転職してしまうっていう職員もいます。それで職員の確保が大きな課題になっていますので、恐らくは初任給を上げるっていうのは一つの方策として人事委員会の勧告の中に入っているんだと考えております。</p> <p>2点目で民間事業者の規模を100人以上から50人以上に下げたときに議論がありましたけれども、それについてはルールとして決められて、比較していますので、それはそれに則って尊重しなければならないと思っていますところでございます。</p> <p>委員 公務労働にしっかりと区民全体がその値打ち、役割を評価しつつあるということをね、私たち特別職報酬等審議会の委員も一定の認識をすべきかと私は思っています。</p> <p>もう一つ、お話をしたいのは、区長の退職金が、いつから2,000万円で、そのときは特別職報酬等審議会はどういう関わりをしたのか。わかれば教えてください。</p> <p>書記 特別職報酬等審議会の諮問事項の一つに、区長、副区長給与、教育長の給与の額というものががありますので、広くとらえると給与というところに、退職手当もあるということでかつて諮問を受けたことがございます。退職手当につきましては、やはり条例で決まっているものでございますので、この審議会で審議をされて、退職手当の額等も決めていただいているということになります。</p> <p>会長 区長はやめる度、退職金。職員もやめてまた次再就職し、退職すれば何回でも退職金がもらえるということですか。</p> <p>書記 はい。職員の退職手当については、条例で細かく規定されているところでございます。また、公務員の採用につきましては試験、年齢、区分ですとか、再就職には関門がありますので、そういった事例は見られないこととっております。</p>
--	--

	<p>会 長 それでは御意見がないようでございますので、区長と特別職の給料月額並びに区議会議員及び行政委員の報酬月額につきまして、据え置くことが妥当であると思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>委 員 私は先ほど、意見申し上げましたけども、区長並びに区議会議員等の特別職の報酬については引き上げるべきだと答申したほうが良いと思います。</p> <p>会 長 ただいまの御意見に対しまして、事務局、御回答お願いします。</p> <p>幹 事 この特別職報酬等審議会につきましては、全員の意見が一致するような議論を尽くすというのが本旨ですけれども、ただ、これに至らない場合は、過半数の委員の意見をもって決定するとなっておりますので、最終的にはそれに従うような形になると考えております。</p> <p>会 長 ただいま特別職の月例給を引き上げるべきとの意見がございました。この御意見につきまして皆さんの御意見をお伺いします。</p> <p>委 員 特別職の月額報酬は引き上げるべきだという今意見が出ましたけど、今回の答申については、区の職員の資料しか出ておりません。各区の特別職等の資料についてもですね、例えば何年から上がった、何年にこのようになったというような推移のあるような、資料をつけていただければ、検討することはできるかな。今現在、27年間据え置かれているからというだけの理由で、月額報酬を引き上げたりするのはなかなか難しい状況ではないかということで本答申案につきましては、据置きということで、賛成させていただきます。</p> <p>会 長 ただいま据置きという御意見が出ました。それにつきまして、賛成の方、挙手願います。</p> <p>(委員挙手による採決)</p> <p>会長 それでは賛成多数ということで、据置きということでよろしいでしょうか。</p> <p> 特段の御意見がないようでございますので、少数意見として、勧告に倣って特別職の月例給を0.24%引き上げるべきという意見がございましたことを答申に盛り込むということで、皆さんよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>会 長 ありがとうございます。</p> <p> それでは続きまして、特別職等の期末手当については一般職員に倣い、支給月数を、0.1月引き上げるとともに、3月期の期末手当を廃止し、6月期及び12月期の支給月数を均等になるよう、配分することが妥当であると思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
--	--

	(異議なしの声あり)
会 長	ありがとうございます。 それでは、これで決定させていただき、この後本日の審議結果に基づき、事務局において答申案の準備をいたします。準備の間、しばらくの間休憩とさせていただきます。
	(暫時休憩／答申案配付)
会 長	大変お待たせいたしました。それでは審議会を再開いたします。 お手元に配付された答申案について、職務代理より説明願います。よろしくお願いいたします。
	(職務代理による説明)
会 長	ありがとうございました。 ただいまの答申案について、御異議ある方いらっしゃいますでしょうか。
	(異議なしの声あり)
会 長	ありがとうございます。異議なしといただきました。それでは、原案通り答申することといたします。御協力ありがとうございました。
幹 事	それでは、坂本区長をお呼びいたしますので、しばらくお待ちください。
	(区長入室)
幹 事	それでは、早速ですが平塚会長から坂本区長へ答申書をお渡し願います。
	(会長から区長へ答申書の交付)
幹 事	それでは、以上をもちまして、本日の審議会を閉会とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。